JVK INTERNATIONAL MOVERS

**カンボジア**

**２０１５年度税関規定**

**家財道具と所持品に付いて**

外国籍の外交官やNGO関係者、又はカンボジア政府に登録された民間企業の職員の方の場合、中古の家財道具と所持品を無税で輸入できます。その際、勤め先からお客様が雇用されていた事と輸入許可の申請の内容を含んだ手紙を書いてもらう必要があります。この手紙にはJVKが提供するフォーマットを使用してください。民間企業の職員の方の場合、勤めている企業の企業登録証明書をJVKに提出してください。

再永住目的で海外から帰国するカンボジア国籍の方の場合も同じく中古の所持品をカンボジアに無税で輸入できます。

上記に当てはまらない外国籍の方とカンボジア国籍の方の場合は、家財道具と所持品の輸入に関税がかかります。関税の額は様々ですが通常、税関にて交渉可能です。JVKが発送人の協力のもと関税を最小限まで減らせるようにします。

海上運送と航空運送のどちらであっても**パスポートコピー**が通関手続のために必要です。

お客様が依頼する船会社がベトナム経由で貨物を送らないようにしてください。貨物の運送は必ずシアヌークビル経由であるようにしてください。

B/Lに重さを記入する際、kg表記で書いてください。貨物の重さは、２０ft.の大きさにつき2,300kgまで、４０ft.につき3,700kgまでです。この重さを超えると、税関で追加料金を支払う事になります。

**自動車について**

外国籍の外交官やNGO関係者の方ならば、自動車を無税でカンボジアに輸入できます。しかし、この手続きに１ヶ月ほどかかるので、その間自動車を貨物保管倉庫に入れておくことになります。その費用に約$400かかります。

上記の条件に当てはまらない外国籍の方や、一般のカンボジア国籍の方が自動車を輸入する際には関税がかかります。関税の価格は自動車の種類、使用年数、エンジンの大きさを基にして決まります。通関手続きには１−２週間かかります。

**動物・ペット**

犬、猫、鳥などを含むほとんどの動物は検疫期間なしでカンボジアに輸入できます。必要書類は、輸入する日の一週間前以内にとった最新の健康診断書と最新のワクチン接種証明書です。